

武雄市第 11 期分別収集計画

令和 7 年 8 月 2 7 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市における一般廃棄物全体の排出量は緩やかな減少傾向にはあるものの、処理費用の増大など財政負担が大きくなることが懸念され、いっそうの廃棄物削減が求められている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 市民、事業者、行政が一体となったごみ減量意識を醸成、情報の共有化
- ・ 容器包装廃棄物を発生抑制、資源化の推進するための市民、事業者・行政の役割分担の明確化
- ・ 容器包装廃棄物の発生の最小化、リサイクルの最大化に向けた施策の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルを対象とする。

なお、飲料用紙製容器及び紙製容器包装については、雑誌類と併せて分別収集し、雑紙として再商品化に取り組むものとする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

	令和 8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度	1 2 年度
容器包装廃棄物	1, 542t	1, 528t	1, 515t	1, 501t	1, 488t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、市民・事業者・一般廃棄物収集業者・行政関係者で構成するゼロカーボン推進会議において、それぞれの立場における意見の集約に努め、施策の推進を図る。

1) 環境教育、啓発活動の充実

- ・各種市民団体等を対象とした環境出前講座の機会の増大に努め、身近な環境問題として、容器包装廃棄物の分別方法や、処理の実態などへの理解を深める。
- ・容器包装廃棄物のリサイクルへの理解を深めることを目的として、中間処理施設や再資源化処理施設の見学ツアーを実施する。

2) 適正分別の徹底、リサイクルの推進

- ・ごみ分別ハンドブックを用いた分別方法の徹底を図り、可燃ごみ等への容器包装廃棄物の混入を防ぎ、リサイクルを推進する。
- ・市民団体等の再生資源回収活動が安定的に実施され、ごみの減量化やリサイクルが効率的に進められるように、補助金の交付など金銭的な支援を継続する。
- ・容器包装廃棄物をはじめとする資源物のリサイクルを推進するため、リサイクル集積所を設置し、排出機会の増大により資源物の可燃ごみ等への混入を抑制し、リサイクルを推進する。
- ・市報等により分別方法についてお知らせするなど、啓発活動を行なう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、武雄市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするための もの		ペットボトル

※ 主として上記以外の紙製の容器包装（飲料用も含む）については、雑誌類と併せて混合収集し、雑紙として再資源化を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和 8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	21.8t		21.6t		21.4t		21.2t		21.0t	
主としてアルミ製の容器	43.9t		43.5t		43.1t		42.7t		42.3t	
無色のガラス製容器	(合計) 98.4t		(合計) 97.5t		(合計) 96.6t		(合計) 95.7t		(合計) 94.8t	
	(引渡量) 98.4t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 97.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 96.6t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 95.7t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 94.8t	(独自処理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 104.5t		(合計) 103.6t		(合計) 102.7t		(合計) 101.8t		(合計) 100.9t	
	(引渡量) 104.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 103.6t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 102.7t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 101.8t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 100.9t	(独自処理量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 47.9t		(合計) 47.5t		(合計) 47.1t		(合計) 46.7t		(合計) 46.3t	
	(引渡量) 47.9t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 47.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 47.1t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 46.7t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 46.3t	(独自処理量) 0t
主として段ボール製の容器	74.8t		74.1t		73.4t		72.7t		72.0t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 125.6t		(合計) 124.5t		(合計) 123.4t		(合計) 122.3t		(合計) 121.2t	
	(引渡量) 125.6t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 124.5t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 123.4t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 122.3t	(独自処理量) 0t	(引渡量) 121.2t	(独自処理量) 0t

参考) 雑誌類(紙パック含む)の実績

	令和 2年度	3年度	令和 4年度	5年度	6年度
雑誌類(紙パック含む)	162.0t	127.4t	111.0t	103.8t	92.9t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝過去5年間の排出実績量の平均値×人口変動率

また、人口変動率は過去5年間の年度末人口の平均変動率を前年度末人口に乗じて算定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
46,252人 (対前年度比) 99.10%	45,836人 (対前年度比) 99.10%	45,423人 (対前年度比) 99.10%	45,014人 (対前年度比) 99.10%	44,609人 (対前年度比) 99.10%

※収集実績及び年度別人口については別紙参照

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	市（委託）による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市（委託）による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	市（委託）による拠点収集及び市民団体等による集団回収	民間事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）による定期収集	市

※ 主として上記以外の紙製の容器包装（飲料用も含む）については、雑誌類と併せて混合収集し、雑紙として再資源化を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

かん類・びん類・ペットボトルについては武雄市リサイクルセンターにおいて選別、圧縮、保管を実施する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	武雄市リサイクルセンター	選別・圧縮・保管 2.9 t / 日

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	かん類	市指定袋	2tダンプ車	武雄市リサイクル センター (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	市指定袋		
茶色の ガラス製容器				
その他の ガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	市指定袋		
段ボール	段ボール	ひもで縛る	パッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ 効率的な収集を行うため、ごみ集積所の設置に係る費用の一部の補助を行なう。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行なうこととする。
- ・ 分別収集、選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集、選別保管にかかる費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。